

社会保障審議会児童部会
保育専門委員会（第10回）
議事録

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局保育課

社会保障審議会児童部会
保育専門委員会（第10回）
議事次第

日時：平成28年12月21日（水）15:00～16:25

場所：中央合同庁舎第5号館12階専用第12会議室

1．開 会

2．議 題

（1）議論のとりまとめ（案）について

（2）その他

3．閉 会

加藤課長補佐 では、定刻となりましたので、ただいまから「社会保障審議会児童部会保育専門委員会」第10回を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、いつものことですが、専門委員会の運営に当たりましてお願いですが、視覚・聴覚障害をお持ちの方などへの情報保障の観点から、発言いただく方は挙手をいただきまして、挙手をした発言者に対し委員長から御指名をいただく。そして、指名を受けた発言者は、氏名を名乗ってから御発言いただくという形をお願いできたらと思っております。

では、資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料は、議事次第と資料1～4となっております。

もし欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

また、本日は、安達委員、橋本委員、山縣委員におかれまして、所用により御欠席と伺っております。

では、恐れ入りますが、こちらではカメラの撮影はここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(報道関係者退室)

加藤課長補佐 それでは、以降の議事進行につきましては、委員長をお願いいたします。

汐見委員長 今から第10回になりますから、審議を始めたいと思います。

これまで集中して審議していただいて、ようやく形がまとまってまいりました。きょう、こういう形で提案できるようなところまで持っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局より「議論のとりまとめ(案)」について御説明をお願いいたします。

楠目企画官 失礼いたします。保育課企画官の楠目でございます。

それでは、資料1から順に御説明させていただきたいと思います。

資料1でございますけれども、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ(案)」という形でまとめさせていただいたものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧くださいと思います。今回、8月におまとめいただいた「中間とりまとめ」からの変更点の主な部分につきましては、赤字にさせていただいておりますので、そちらも踏まえて御参照いただければと思います。

まず、目次のところでございますけれども、今回、第3章の形で、前回の専門委員会で御議論いただきました「幼保連携型認定こども園の保育に関する事項」について1章加えさせていただいているところでございます。また後ほど、該当ページで御確認いただければと思います。

続きまして、1ページ目の序章の部分につきましては、今回が最終のとりまとめになりますので、最後の段落のほうは削除させていただいております。3ページ目でございます。

すけれども、下から2つ目の の部分のところを追加させていただいております。こちらにつきましては、ゼロ歳児の保育につきまして、前回の専門委員会での御議論でありますとか、その後に先生方からいただいた御意見なども踏まえまして追加をさせていただいている段落となっております。こちらにつきましては、後ほど資料4の方を御説明させていただく際に、御参照いただければと思います。

5ページ目でございますが、下から3つ目の のところですが、(教育的活動の意識的な設定)という表題にしていた段落でございますが、こちらにつきましては、計画でその時間は設定すればよいでありますとか、時間割をつくるのかといったような、誤解を招くおそれもあるのではないかとということですか、特に計画するということがよりも意識的にその保育を教育的な意義を持って実施するということが大事だということを、汐見委員長のほうからも御指摘をいただきまして、そうした観点から修正をさせていただいている部分でございます。

この段落の真ん中ぐらいから、なお書きの部分がありますが、こちらは前回の専門委員会の議論でさまざまな保護者の就労の状況に応じて、子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なるということには留意が必要だということを踏まえまして、なお書きの部分は文章を追加させていただいております。

下から2つ目の段落でございますが、保育の計画や評価に関するこの段落でございますけれども、こちらの保育の計画や評価においても、「子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即した質の高い保育が展開される」ということが重要であるという点をより丁寧に記載させていただくという修正をさせていただいております。

5ページ目の注書きのところは時点修正でございます。

6ページ目でございますけれども、上から2つ目の段落でございますが「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」の部分について、こちらはそのイメージを幼児教育を行う各施設が共有するということが重要で、その後、卒園後の学習にもつなげていくということが重要だということを明記いたしましたのと、後半のなお書きのところでは、保育所児童保育要録における記録に関する文章ということで、改めて整理をし直したものでございます。

その2つ下の上から4つ目の段落でございますが、こちらは前回の専門委員会での御議論も踏まえまして、卒園後の放課後児童クラブとの連続についても配慮が必要ということの趣旨の段落を追加させていただいております。

8ページ目でございますが、上から2つ目の段落のところですが、 でいうと1つ目の になりますが、こちらは前回の専門委員会での御議論も踏まえまして「遊びを通して危険を回避する力を身につけていくことの重要性」についても追記をさせていただいております。

8ページの下から3つ目の段落につきましては、文言の整理をさせていただいたものでございます。

10ページ目でございますが、下から4つ目の のところでございますけれども、保育士の資質・専門性の向上の部分で、保育士に求められる専門性について、高度になっていることに加えて、幅広い専門性が求められるようになっていくことを踏まえて修正しております。その2つ下の段落は文言の整理でございます。

11ページをご覧くださいと思います。こちらで文言の整理をさせていただいたものでございます。

13ページでございます「(2) 具体的な章構成(案)」についてでございます。

こちらにつきましては、8月に「中間とりまとめ」の際に「具体的な章構成(案)」をとりまとめた以降、委員の先生方にワーキンググループなどの形で章構成以下のより具体的な指針の内容について御意見、御検討いただいたところでございます。そうした議論の状況等を踏まえまして、今回の章構成の項目を一部修正させていただいております。

多くの部分は文言の整理のような内容となっておりますけれども、詳細につきましては、後ほど御説明させていただく資料3のほうをごらんいただく際に御参照いただければと思います。

14ページ目でございますが、3章につきましては、前回の専門委員会で御了承いただいた「幼保連携型認定こども園の保育に関する事項」につきまして盛り込ませていただいたものでございます。

(1) 幼保連携型認定こども園における保育の内容

(2) 多様な子どもが在園していることへの配慮

(3) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮

といった3点について盛り込ませていただいております。

15ページ目は3章が入ったことに伴う修正があるのみでございます。

あとは、参考資料の方の時点修正をさせていただいております。

資料1については以上でございます。

資料2をご覧くださいと思いますが、資料2につきましては、今回の「議論のとりまとめ(案)」について、只今御説明した文章の部分を1枚ものでまとめたものでございます。こちらにつきましても中間とりまとめから変更されたことに伴う修正を行っております。

主なところとしては、「1. 保育所保育指針の改定の方向性」の(1)のところで、括弧書きで(特に乳児保育については、「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。)したということを含括書きで追記しておりますのと、3章の部分のところを1つ左下の部分で追加しております。

「2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し」については、章構成のところの文言を修正した関係を反映させていただいております。

引き続きまして、資料3をご覧いただければと思います。先ほど御説明を少しさせていただきましたが、本文で示していただいております章構成以下のより具体的な指針の項目のイメージについて、委員の先生方に御議論いただいた内容等を踏まえまして、事務局のほうでまとめさせていただいたものでございます。

順次御説明させていただきますが、資料3の1ページ目の左側からごらんいただければと思います。「指針の構成のイメージ(たたき台案)」ということでもまとめさせていただいております。

まず、第1章についてでございますが「第1章 総則」におきましては、「1 保育所保育に関する基本原則」の部分で、「(1) 保育所の役割」や「(2) 保育の目標」など、現在の保育指針でも「総則」で定められているようなことを中心に記載させていただきたいと考えております。

「2 養護に関する基本的事項」につきましては、「(1) 養護の理念」の部分で保育所の保育については教育と養護が一体として行われていることとありますとか、「(2) 養護に関わるねらい及び内容」の部分で「生命の保持」や「情緒の安定」について記載することを考えているところでございます。

「3 保育の計画及び評価」のところでは、全体的な計画や指導計画の作成、それから実際の指導計画の展開でありますとか、保育内容の評価、評価を踏まえた計画の改善といった内容で、主に現行の4章にあるような内容をこちらで記載させていただくことを考えております。

「4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」につきましては、幼稚園や認定こども園などと共通の事項について「(1) はぐくみたい資質・能力」でありますとか、「(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、各幼児教育施設で共有すべきイメージについて記載させていただくことを考えております。

なお、こちらの「(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、従来は「第2章 保育の内容」のほうで記載させていただくという形で中間まとめの際は整理をさせていただいておりますけれども、その後、幼稚園教育要領などの検討状況も踏まえまして、幼稚園のほうでも「総則」のほうでまずは幼児期の終わりまでに育ってほしい姿のイメージについて記載するという検討が進められておりますので、そちらとの整合性も図りながら、このように整理をさせていただいたものでございます。

続きまして「第2章 保育の内容」の部分でございます。

「保育の内容」については、「乳児」と「1歳以上3歳未満児」「3歳以上児」と分けて記載することになっておりますが、まず1では「乳児保育に関わるねらい及び内容」について、「(1) 基本的事項」「(2) ねらい及び内容」「(3) 保育の実施に関わる配慮事項」という形で整理をさせていただいております。

「(1) 基本的事項」においては、発達過程に関する基本的な事項を踏まえて記載をいたしますこととすとか、「養護と教育が一体となって展開」される旨をここでも改めて記載を

することなどを考えております。

また、幼稚園教育要領などでは「(2)ねらい及び内容」の前書きに当たる部分があると思うのですが、そちらに書かれている内容なども必要に応じてこちらの「(1)基本的事項」で記載することができればと考えているところでございます。

先ほど飛ばしてしまいましたので、申し訳ありませんが乳児保育のところの(2)のところに戻らせていただきますが、「(2)ねらい及び内容」のところでは、乳児保育に関しては「健やかに育つ」「気持ちを通じ合う」「感性が芽生える」という3つの視点から整理をさせていただくことを考えております。また、こちらでは「内容の取扱い」についても記載させていただくこととしておりまして、幼稚園教育要領や認定こども園教育・保育要領とも整合性を図ってまいりたいと考えているところでございます。

「2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容」でございますが、こちら構成のイメージは乳児の保育と同様でございますが、「(2)ねらい及び内容」は「5領域の視点」からというところが異なっております。

次のページをお願いいたします。「3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容」ですが、これも1～2歳児のところと構成のイメージは同様でございます。

「4 保育の実施に関して留意すべき事項」のところでは、年齢別ではなく、

(1) 保育全般に関わる配慮事項

(2) 小学校との接続

(3) 家庭及び地域社会との連携

について記載するイメージとしているところでございます。

続きまして「第3章 健康及び安全」の部分でございますが、こちらにつきましては、これまで現行指針の第5章で記載をしておりました項目に加えまして、「4 災害への備え」という項目を新たに加えまして、

(1) 施設・設備等の安全確保

(2) 災害発生時の対応体制及び避難の備え

(3) 地域の関係機関等との連携

等について記載することとしているところでございます。

また、1～3につきましても、食物アレルギー等の対応に関することとありますとか、重大事故が発生しやすい場面について、睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中など、そういったことについて追記をするなど、必要な修正を行っていくことを考えているところでございます。

次のページで「第4章 子育て支援」の部分でございますけれども、こちらは現行指針第6章で保護者支援とさせていただいているところを改めてこちらの章にするものでございます。こちらにつきましては、

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

3 地域の保護者等に対する子育て支援

ということで、それぞれ必要事項を記載していくことをイメージしているところでございます。

続きまして、右側の「第5章 職員の資質向上」のところでございますが、こちらは現行指針では第7章の記載事項に加えまして、「4 研修の実施体制等」という項目を加えまして、「(1)体系的な研修計画の作成」や「(2)組織内での研修成果の活用」などについて記載を充実いたしますほか、1の基本的事項におきまして、キャリアパスを見据えた研修機会の充実・体系化について記載するなど、必要な修正・充実を図っていくことをイメージしているところでございます。

こちらの資料3については以上でございます。

続きまして、資料4を御参照いただければと思います。

資料4でございますけれども、「0歳児の保育内容の記載のイメージ」ということで、前回の「保育専門委員会」において御議論いただいた内容ですとか、その後いただきました先生方の御意見を踏まえまして、前回の資料を修正したものでございます。

考え方につきましては、下の四角の中に書かせていただいておりますが、乳児保育につきましては「生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培う」という基本的な考え方を踏まえまして、乳児を主体に3つの項目から構成することとしているところでございます。

具体的には、乳児を主体に「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という3つの視点から、保育の内容を記載していくということでございます。

その下の にごございますけれども、先ほどの3つの視点のうちの『身近な人と気持ちが通じ合う』という視点については、「主に現行指針の『言葉』『人間関係』の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載」する。

それから、最後の に書かせていただいておりますけれども、『身近なものと関わり感性が育つ』という視点からは、主に現行指針の『表現』『環境』の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載」をする。こうしたことにつきまして、イメージ図として示させていただいているのがこちらの資料4でございます。

なお、資料3と資料4につきましては、本日御了承いただけましたら、「議論のとりまとめ」に附属する形で公表させていただきたいと考えているところでございます。

配付資料の御説明については以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

汐見委員長 ありがとうございます。

「中間とりまとめ」が8月の初めでしたので、そこから4カ月ちょっとの期間にいろいろな御意見をいただきまして、それを踏まえた上で新たに修正して、提案していただきま

した。

本日は、これをもとに「議論のとりまとめ」を最終案としてまとめたいと思っておりますので、今の御説明についての御感想、御意見をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、御自由に御発言をいただきたいと思っております。

では、清水委員、お願いします。

清水委員 失礼します。清水です。

私はいつも、口火を切る形でいろいろ発言をさせていただきました。幾つも形にさせていただきありがとうございました。また、最後まで細かい意見をいろいろ言わせていただいたのも聞いてくださりまして、ありがとうございます。

今後、この幼稚園と保育所と認定こども園がその役割を果たしつつ、義務教育である小学校に上がる子どものスタートラインをそろえて、世界に誇れる就学前教育や保育に発展していく基盤となるような保育所保育指針ができ上がると思っております。本当にありがとうございました。

新しい指針の普及については、研修が鍵になると思っております。その研修体制についても指針や解説書の中に明記していただくということで、まさに入れ子構造のような形で、徐々にその研修の輪が広がっていくような形で、指針に沿った保育が実施されることにつながっていただければと思っております。

ありがとうございました。感想です。

汐見委員長 ありがとうございました。

今のような形で、一応きょうは各委員に一言でも、感想めいたもので結構ですから御発言いただきたいと思っております。

あとは御自由をお願いいたします。それでは、松井委員、お願いいたします。

松井委員 松井です。

今回の会で、個人的に半年間、お休みをいただいたこともありまして、全部に加わることはできなかったのですが、非常に充実したとりまとめをしていただきまして、感謝を申し上げます。

今回の指針の改定につきましては、私も海外に行っていたこともありまして、海外の研究の成果というものが非常に多く取り入れられていて、非認知的能力ですとか、そういった内容というのも海外の研究成果をもとにつくられているところがあるかと思っております。

個人的には、やはり土着の日本の研究というものが、これからこういったところに対して、影響を持つべきだと思いますし、また、保育学の領域における研究というものが、こういった指針などにどのような影響を与えていくのか、あるいは影響を与え得るような研究が可能なのかということも、同時に検討していかなければならないと考えております。

世界に誇れるというふうなことで清水委員からも御発言がありましたとおり、日本の保育の質を高めていきつつ、同時に研究や研修などでの質の向上というのを図っていきながら、今後、微力ですが普及に努めていければいいかなと思っております。

ありがとうございました。

汐見委員長 ありがとうございました。

ぜひ、松井委員にはこの間の海外研修でいろいろ研究されてきたことと兼ね合わせて、意義を論文にでもしていただきたいなと思います。

今、おっしゃっていただきましたが、乳児、ゼロ歳児、それから1～2歳のこういう指針を丁寧にまとめている国は余りないそうですね。そういう点でも、世界にきちんと誇れるような文章の補筆が次第にできつつあるなという印象を私も持っています。ありがとうございました。

では、村松委員、お願いします。

村松委員 村松です。

いろいろと本当に私も勉強させていただいたというこの会議でした。ありがとうございました。

私たちが、かねてから保育所にもきちんと教育はあるのだということを取り上げてくださって言葉にしてくださったことが大変私たちはうれしいと思っています。ただ、幼稚園教育要領や認定こども園の教育・保育要領と合わせていることなので、今までの指針には出てこなかった用語が出てきています。その点について丁寧に書いていただきたい。解説書もそうですけれども、私たちのほうに誤解の生じないような文言を使って書いていただきたい、丁寧な説明をしていただきたいと思っています。

それと同時に、発達段階のところは今度は解説書のほうに盛り込まれていくことになりますので、それと合わせてきちんと読み込むということも伝えていかなければならないと思っています。

同時に、これを啓発するための周知期間においても、さまざまな研修を各組織で催したいということが組織のほうにもたくさん出ています。どの先生にお声をかけたらいいだろう、どの先生だったら来てくださるだろうということも本当に戦々恐々という状況なのです。ですので、私たち組織が行う研修というのは、一番周知するためには手っ取り早い方法でもあるかなと思いますので、ぜひ声のお力添えもいただきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

汐見委員長 これを踏まえた上での解説書をぜひ、現場にとって本当にわかりやすく役に立つようなものをつくっていただきたいと思いますが、保育所の歴史の中でもかなり大事な役割を果たす指針になるのではないかと私なんかも思っております。ありがとうございました。

では、三代川委員、お願いします。

三代川委員 浦安市の三代川です。

先ほど村松委員からの御発言もありましたが、保育園の教育についていろいろと世間のほうで誤解があったということも感じておりましたので、このように記載していただいて本当にありがたく思っております。

今回の指針の改定により、先ほど委員長のほうもおっしゃられていましたけれども、この3歳未満児の保育に関する記載の充実というところと、幼児教育の積極的な位置づけという点で、保育士の責務がちょっと重くなったかなというところもあるかもしれないのですが、それと同時に今まで以上に保育士の専門性というところが明確になり、私たちも力を今まで以上に発揮できるのではないかと感じております。

あと、現場として迷うというところで、解説書の要望になってくるかもしれないのですが、私だけかもしれないですけども、指導計画の部分でまず幼保連携型認定こども園保育・教育要領と、幼稚園教育要領と整合性を図り、保育課程が全体的な計画となる点と、とりまとめ(案)にも記載されていますが、(意識的な教育的活動の展開)で「主体的な遊びを中心とした活動の時間の設定を行うなど、より意識的に保育の計画等」において位置づけるという点において、その指導計画をどのようにしていくのか、またどのように変わっていくのかというところです。

ただ、議論の中で、私の理解としては、今まで作成してきた指導計画の項目はそんなに大差ないのではないかというふうにも考えております。

そこで、教育を意識的に位置づける保育の計画と評価という部分で、例えばどこを重点にして、またはどういう観点を持って立案していくのか。また、評価していくのか。もしくは、こういう点は変わりませんというようなことも含めて、3歳以上児の保育のみならず、3歳未満児における教育的側面の部分も含めて、解説書のほうで詳しく記載していただければと思っております。

あとは、先ほどのとりまとめ(案)の4ページの上から1～2番目の について「少人数で落ち着いた環境」や「自我の発達や興味の状況に応じた適切な人数のグループ構成による保育」と「発達の状況等に応じて、集団規模を工夫するような配慮が望まれる」というふうにあるのですが、現行の保育所指針の解説、「総則」の中に「個と集団」という記載があって、「個と集団の育ちは相反するものではなく、個の成長が集団の成長に関わり、個の成長を促すといった関連性に十分留意して保育することが重要です」ということですか、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書」の「総則」の中の「園児一人一人に応じることの意味」という部分にも「幼保連携型認定こども園は集団の教育力及び保育力を生かす場である。集団の生活の中で、園児が互いに影響し合うことを通して、園児一人一人の発達が促されていく」というような記載もあります。

なので、この少人数で落ち着いた保育は本当に十分重要的なことと思いますが、集団保育との関連性についても、引き続き解説書の中に記載をお願いしたいのと、現行の指針の解説書に記載されている特定の保育士という部分も絡めて、少人数保育の具体的な例のようなものも記載があるといいと思いました。

以上です。

汐見委員長 ありがとうございます。

そうですね。解説書にぜひこういうものを書き込んでほしいという、こういう御要望が

ございましたら、どんどん寄せていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、和田委員、お願いいたします。

和田委員 和田小児科医院の和田と申します。よろしくお願いいたします。

保育所において、感染症対策、つまり子どもの健康増進、疾病等への対応、その予防はこの保育所保育指針に基づいて行われているわけであります。

現在、保育所における感染症対策のガイドラインとしては、2012年度改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」がありますが、近年、保育所において問題とされているB型肝炎、C型肝炎、HIV感染、そして疥癬等について、その対応、対策の記載が現ガイドラインでは不十分であります。

現在、研究班において2016年度版の改訂案を検討中でございます。そのほか、例えば、要望しました看護師の配置等、SIDSの問題、そして、食育に関しましては、食物アレルギー等の問題を詳しく、食事における食事の提供ガイドライン、さらには、今回、安全な保育環境を確保するためということで、詳細なことをまとめていただきました。特に、教育保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応等のためのガイドラインが策定されております。

それから、障害のある子どもに対しても、そして、もう一つ、慢性疾患を持つ子どもに対する対応。これに対しても非常にわかりやすく取り組んでいただいておりますので、非常にいいものができていると思います。

全体的に見ますと、本当に大変よくまとめていただきまして、感謝しております。ありがとうございました。

汐見委員長 ありがとうございました。

よろしいですか。では、鈴木委員からお願いいたします。

鈴木委員 和洋女子大の鈴木です。

丁寧にまとめていただきありがとうございました。

私はやはり、今回の指針が、集団の保育の中だけでも一人一人を大切にするという視点というのはすごくよかったと思いますし、例えば、遊びを通して危険を回避する力であるとか、まず職場での研修であるとか、そういうようなことが保育士さんとしての専門性というのが、かなり表に出せたのではないかと思います。

同時に、やはりそれだけの研修の時間と空間ということがどうしても求められていくので、そこに関しては養成校の教員を含めてOSを入れ替えていかなければいけないと考えておりますので、今後はそちらのほうも、どうぞ解説書等でよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

汐見委員長 大変ですが、解説書のほうもまたよろしく申し上げます。

では、堤委員、お願いいたします。

堤委員 相模女子大学の堤ちはるです。よろしくお願いいたします。

今回のとりまとめは、本当に食育の分野に関しては一歩も二歩も進んだ内容になったこ

とに私は大変感謝を申し上げます。

まず、資料1の「議論のとりまとめ(案)」の7ページ一番上の なのですが、この保育所保育指針の改定の方向性の1点目にもありますように、乳児や1歳以上3歳未満児の保育に関する記述の充実を図ることと関連していると思うのですが、1つ目の の2行目のところに「食事は年齢が低いほど生活に占める割合が大きく、保育所保育の重要な要素となっている」と、こういうふうに書いてくださったことを本当にありがたく思います。

なぜなら、これまではどちらかという給食の提供というのは、保育そのものという捉え方をされていることがそれほど多くはなかったのではないかと考えているのです。保育とは独立して、外づけのように食事が提供されているというか、そういう部分が「保育所保育の重要な要素となっている」と表現して下さっています。この部分に私は本当に感謝を申し上げたいと思います。

それから、 の2つ目の、ここでは自園調理、自分の園で調理することの優位性について書いてくださっているのですが、まだまだ外部から搬入するよりは、自園調理を行っている園が多いのです。ところが、自園調理をしているからということで既に安心してしまって、ちょっと言葉はきついかもしれないのですが、自園調理しているからもう食育もできているよねということで、そこにあぐらをかいてしまうような形になっている部分もちょっと見られると思うのです。

ところが、ここで改めて、自園調理であればいろいろな一人一人に応じたことができたり、食物アレルギーに対して丁寧な対応ができたりとか、あるいは職員間の連携が可能になるというようなことで、改めて自園調理のよさを強調することによって、これまで以上の自園調理のよさに気がついて、そして食育の推進につながっていく記述になったのではないかと考えておりますので、この点に関しましても大変感謝をいたしております。

それから、3点目の のところで、「第3次食育推進基本計画も踏まえ」ということがありますが、この「第3次食育推進基本計画」の1点目に重点課題として「若い世代を中心とした食育の推進」というのが挙げられております。この20代、30代の若い、まだ親になっていない、あるいはこれから親になる世代。あるいは既になっている世代は、ほかの世代に比べて、食に関する知識や意識あるいは食生活の状況などに非常に課題が多いということが指摘されております。

そういうことを踏まえまして、その次の の2行目にありますが「家庭との連続性を意識することも重要であり」ともすれば、若い世代には限らないのですが、保護者の中には、食事のことは園にお任せということで、家庭では園でしっかり食べているからあまり気にしなくてもいいのだという状況もかいま見られる部分がございますので、その部分も園だけでやるのではなくて、家庭も支援しながら連続して、食事というのは生活の中の一部ということ丁寧にご書いていただいたことも本当にありがたいと感じております。

それから、4つ目の の最後の行のところで「保育所の地域貢献にもつながる」ということなのですが、これもやはり今、保育所を建築しようと思っても地域から嫌がられると

というようなこともあろうかと思うのですが、例えば地産地消でその保育所がその場の材料を使うとか。あるいはお店のオーナーを呼んで、そこで食育のいろいろな活動することによって、そのお店が地域の方に認知されて、そしてそのお店も繁栄するし、保育所の園児たちも食育が進むというような、本当に双方によってよい関係を築いていきたいと思います。ということなどについても、ここで触れていただいたことも本当にありがたく思っております。

そして、食物アレルギーにつきましても、これも今までにも対応はされていたと思うのですが、やはりヒヤリハットの事例も多いことでもありますので、ここでまたリスクを踏まえて、最後から2行目から最後の行なのですが「最新の正しい知識を職員全員が共通して理解する」ということ、これは一部の看護師なり、園長や主任が理解しているのではなくて、全員の理解が大事だということも明記していただいた点が、非常にありがたかったと思います。

これまで委員の先生方や事務局の方々が、本当にこれらの一言一言にたくさんの思いを込めて（案）ができたかと思えます。その一言一言に込めた思いというのはとても大きくて重く感じています。それを今後、どのように普及、啓発していくかということが重要になってくるかと思えます。私も微力ではありますが、本当にこれらの文言一言一言に込めた深い意味を多くの方に正しく知っていただいて、実践に移していただくために、尽力したいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

汐見委員長 どうもありがとうございました。

では、大方委員、お願いいたします。

大方委員 大阪保育総合大学の大方です。

10回にわたります議論の中で多くを学ばせていただき、またさまざまな意見を取り入れていただきまして、事務局の皆様感謝したいと思います。

1つは、まずは1回目の会議から多様な保育に対応するということの議論の中で、また保護者のさまざまな就労支援ということ視野に入れた新しい保育所保育指針を目指したのものになったのではないかと。

特に国際的なエビデンスということを、1回目からかなり意識した意見が出される中で、社会情動的スキルというもについて、乳幼児期、とりわけ3歳未満の重要性の認識が高まるということ意識して、そのことが章立ての中で、乳児保育、1歳以上3歳未満の保育ということにつながったことが、今回は非常に大きなことではないかと思っております。

特に、子育て支援が充実するほど、保育所が子どもの育ちを保障する役割が重要であるだけに、このことは今回の指針の核となるのかなと思えました。感謝を申し上げたいと思います。

さらに「総則」の中に養護が入ることによって、生活全体がいかに重要かという位置づけがなされたこと。さらに、保育の計画も「総則」の中に入ったことによって、計画性を

持った保育をしていくということがいかに大事かという位置づけが明確になったということが、今回のこの新しい保育所保育指針の、今後の未来を非常に大きく保障するものではないかと思っております。

どうもありがとうございました。

汐見委員長 ありがとうございました。

それでは、阿部委員、お願いします。

阿部委員 大妻女子大学の阿部と申します。

本当に、これまでの議論を丁寧にまとめてくださりましてありがとうございます。

乳児のところ、3ページの「発達未分化な状況」というところですが、未分化性を十分に生きるという、その乳児期を大切にすることが情動の発達を促す。その情動の発達が非認知の力、社会情動的スキルというものにつながっていくのだと考えますと、「発達の未分化性を十分に経験することの強調」に関して相当に喜ばしいことだと思っております。ありがとうございました。

それから、5ページですが、(意識的な教育的活動の展開)というところで、これまで少し違和感があったのですが、「委員長がちょっと文言を変えていただいたことが、よかったと思っております。

それから、改定のイメージというところですが、養護と教育が一体となった保育ということは、保育所保育指針ができたときから大切にできてきている、この特性というものがまず「総則」で書かれ、それから「保育の内容」というところで、それぞれの年齢のところにまたきちんと書かれるということで、きちんと保育所保育の特性を踏まえた保育を展開していけるのではないかと考えて、よかったと思っております。

感想です。ありがとうございました。

汐見委員長 ありがとうございました。

それでは、寺田委員、お願いいたします。

寺田委員 東京成徳短期大学の寺田でございます。

まず、事務局の方に、本当に丁寧に意見をまとめてくださり、そして最後の最後に、赤文字のところでも示されている内容。今、大方委員、それから阿部委員もおっしゃってくださいましたけれども、本当によくここまで上手にまとめたなというか、いい言葉を選んでくださったなと大変感謝を申し上げます。

特に、5ページの(意識的な教育的活動の展開)。先ほど汐見委員もおっしゃってくださいましたが、意識的な設定というよりは、はるかに保育の中で、現場で誤解をされない(意識的な教育的活動の展開)というのは本当にふさわしいと感じています。恐らく、秋田委員も同じようにお考えなのではないかと感じていますが、今までのここに来るまでの間に、秋田委員ご所属の東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター等、本当にたくさん有益なるご示唆をいただけてきたと思います。

6ページのところの、特に5歳児以降の『『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』のイ

メージを幼児教育を行う各施設において共有しつつ」という表記や、「卒園後の学習への接続にも配慮していくことが重要である」とか、「保育所児童保育要録」に関する評価の仕方。それから「幼保連携型認定こども園」「幼稚園指導要録」との統合性を図ること。さらに「放課後児童クラブ」に関することも入れていただいたことなど、本当にさまざまな面で御配慮いただいたと思っています。

私は、乳児保育は保育の基本原理に加えて、発達のおおよその記載、そして養護及び教育の5領域、乳児保育にかかわる配慮事項で構成されていましたが、この資料4は本当に画期的な表現で、この3つの領域をまとめて示していったというこの特徴をあらわしていただいたこと、乳児保育を進めていく中で、現場の保育者の方たちも、このゼロ歳の乳児保育の時期がいかに大事なのかということに改めて感じていただけるいい資料になったのではないかと思います。これは、保育所の歴史上、本当に画期的な内容なのではないかと感じています。

保育所保育は、その家庭の養育とつながりながらも、それはまた少し違った意味合いを持つものなのだということを、ぜひ解説書の中でも丁寧に説明していく、保育所としての独自の乳児の教育をする場なのだということ。これは、親がわりではなく独自の専門性を持った保育者がつくり上げていくもの。子どもの主体性に寄り添いながらつくり上げていく、伝えていく、応答的な保育を展開していくということだと思いますので、解説書の中で丁寧に御説明していただくことが必要なのだと思います。

そのためには、研修の機会を多く実施することとか、保育者自身が日本の保育は素晴らしいということをもっと可視化して、具現化して保育者自身が自らの言葉で発信していくことが私はとても大事だと感じています。そのためには、保育者自身が自分の言葉で伝えていく力、そういうものも強化していく必要があるのではないかと思います。

指針に沿った保育が展開されることを期待いたします。どうもありがとうございました。

汐見委員長 そうですね。「発信力」というのがキーワードにこれからなっていくと思います。ありがとうございました。

では、砂上委員、お願いいたします。

砂上委員 千葉大学の砂上です。

今回、このようにとりまとめを最終的にまとめていただきまして、本当にありがとうございました。

今回の改定において、1つの大きな使命、ミッションであったのが、とりまとめ(案)の4ページにあります「(2)保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ」というところであったかと思います。4ページの下から4行目ぐらいに「いずれの施設に通う子どもについても、同等の内容での教育活動が確保されること」とあります。幼稚園、保育所、認定こども園、どこの施設に行っても同じ質の高い教育を保障するということが、1つの大きな子育て支援新制度での役割でもありますので、それを踏まえてのそういう使命が今回の改定にはあったかと思います。

その点に関しまして、今回5ページ目の赤文字になります(意識的な教育的活動の展開)というような形で、より丁寧に書いて直していただきましたことは本当にありがたく感じております。それで、この意識的な展開というようなところを、より丁寧にかみ砕いて、解説等で書いていくことで、誤解がないようにしていくこともできるのではないかと思います。

子どもの遊びや生活の充実、主体的な活動というところを大切にしつつ、しかし、保育者の側はそれがいかに子どもの育ちにつながるかという意図とその計画ということ、もう一つ両手に持って関わっていくという、そのところがより丁寧に書いていけるといいのではないかと感じております。

今回、ゼロ歳児の保育内容について、資料4にあります5領域に関わるイメージをまとめていただいたことで、乳児保育のあり方が非常にわかりやすくなるとともに、このことは恐らく、3歳以上の幼児教育においても非常に大きなインパクトを持つのではないかと考えています。我々が幼稚園教育要領等で、3歳以上の教育というときに、5領域というのはもう初めからあるものとして書かれていますが、その5領域というのが子どもの発達においていかに、どのように育み、芽生えてくるものなのかというのは、むしろこのゼロ歳児の乳児保育のイメージをもとに持つことで、より一層、3歳児の教育への連続性がわかりやすくなっているのではないかと思います。

3歳以上の幼児教育の5領域を理解するには、このゼロ歳児の乳児保育の図をしっかりと理解するということが、今度は必要になってくるかと思っておりますので、そういう意味では保育所の保育、3歳未満児保育と、その3歳以上児保育ということのつなぎとしても非常に大きな役割を果たすものが提示できたのではないかと考えて、今回の改定の意義を改めて感じております。さまざまに御尽力いただいた事務局の方にもお礼を申し上げたいと思っております。

今度、周知等あるいは解説等でいかに伝えていくかというようなところで、幼稚園教育要領、また幼保連携型認定こども園教育・保育要領との整合性というところもあります。幼稚園教育要領の改訂の議論にも私は参加している中で、カリキュラムマネジメントやアクティブラーニング等、新しい言葉も出てきています。そのことは保育所保育においても、保育所の教育においても無関係ではないので、そこをどのように丁寧に書いていくかというようなことも、ひとつ解説等の役割で重要になっていくかと思っています。

一方で、その周知の方向では様々に考えられるかとは思いますが、映像やDVD等様々な、わかりやすい媒体を活用していくということも考えられますし、できれば現場にいる保育士の方にぜひ語って解説していただきたいというような思いもあります。映像は保育士や子どもたちが映っているけれども、解説は天の声みたいな形で聞こえてくるよりは、現場の保育士の方が語る声をもっとたくさん盛り込まれて届いていくような形のほうが現場に浸透していくのではないかと思いますので、そのような点も工夫していただけるといいかと思っています。

以上です。

汐見委員長 ありがとうございます。

解説書のことにも既に大分出てきていますが、事務局でも事前に、もう少し現場の人にとって使い勝手のいい解説書というものを頑張って目指そうという話はしているのですが、事例が少し入るということが、かなり現場には助かると思うのですが、事例を提供して下さるところが、まさかうちのとはならない。やはり難しいのです。ですが、この場にいらっしゃる委員の方々が関わっておられるような園では、何かあった場合に事例の提供をお願いすることがあるかもしれませんので、あらかじめお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、木戸委員、お願いします。

木戸委員 倉敷市立短期大学の木戸と申します。

今回、この委員の中に入れていただいて、改めて前々回、前々々回で指針の歴史を私自身が学びきっかけになりました。どういう経緯で今があるのかということも同時に学ばせていただいた機会になりました、ありがとうございます。

今回、特にいろいろな委員からもう既におっしゃられていましたけれども、保育士の専門性ということが、身が引き締まる思いです。例えば、前は協働性ということが保育士間の協働性ということに使われていましたけれども、今回のまとめでは子育て支援事業の連携の中にも、この協働性ということが示されているということは、本当に保育所にとってほかの機関と連携すること自体が既に保育所の専門性であり、どのように連携していくかという共通言語を持つ必要性というものがより重要になっているのではないかと思います。他分野との共通言語を持つことで、同じ立場でカンファレンスできる力を持つということがより一層求められていくのではないかと思います。

ありがとうございます。

汐見委員長 それでは、岡村委員、お願いします。

岡村委員 認定こども園「ポプラの木」の岡村です。

検討が始まって1年間、末席に加えていただいて、本当に色々学ばせていただいたことを感謝申し上げたいと思いますし、本当に多くの意見をここまで見事にまとめてくださった事務局の方々に感謝を申し上げたいと思います。

今、私たち現場では今度は、私は認定こども園ですが、今度は保育所の園長になったり、いろいろな変化はあるわけですが、現場ではこれを受けとめてどう保育を豊かにしていくかということになるわけです。

私も保育園長時代、18年ぐらいの期間の中で、何か困ったときには保育指針に帰ろう。そこにヒントがある。きっとそこから問われるものがあると言いながら現場の保育士たちと保育の質を高めるということをやってきたわけですが、例えば、環境による保育、遊びの中でというふうなところがどこまで、きょうの保育の環境はどういう意図性を持って設定されているのか。こんなねらいがあるからこういう環境を置いてみたのだというような

ものまで果たして保育の現場で考えてやって来られたか。

きょうも、先ほどから出ている（意識的な教育的活動の展開）というところはまさに全体的計画からその年の、例えば5歳児であれば5歳児の状況の中で編み出されてくる年間の計画があり、月案へ、そして週日案へとより具体化していったきょうの環境。そこにはねらいが生きていて、そのねらいの達成のためにこんな環境をとという意図性が生きています。はずなのですけれども、そのことがここで本当に言葉として、現場の保育者たちに問いかけてくれる言葉として編み出されたというのは、とても私はうれしいことだと思うのです。

ある意味では、それを今度は現場が問われるわけで、この保育指針で保育をしていく中で、どうやってそういう環境についての意識を高めていくのか、あるいは経験を積み上げていくのか。実は保育士というのは、過酷な状況の中でなかなか環境の設定の時間であるとか、計画を十分に詰めたりあるいは共通理解を図っていったりするような時間をとるのが難しかったりとかという現実がそこには控えているわけです。保育指針でいいものができて、ここで問われてくる現場が、ではどのようにそれを受けとめていけるように改善していくのか。これは現場の工夫だけではなくて、制度的に、人的な配置だとかお金の面でもいろいろな工夫が必要になってくるものがあるのではないかと思います。そちらは、それこそ厚生労働省保育課の皆さんに期待をして、現場が豊かにこういうものを生かせるように、ぜひバックアップをしていただきたいなと思います。

もう一つは、ここまで保育所保育指針の検討の中で幼稚園教育要領のことを意識し、そして認定こども園教育・保育要領のことを意識し、これはお互いにそうなのですけれども、策定にかかわってきたことというのは初めてのことなのだろうと思います。これは、この10年間で新システムの検討が始まって、そしてその中で、保育園には教育がないでしょうというふうな発言があったり、いや、ありますよという実証が示されたり、そんなところから始まって、同じ国の中の幼児期の子どもたちに、片方に教育、片方に保育、制度的、法律的には分けてきたけれども、実際には両方に大事なこととして息づいているものだということが確認されてきた10年間を歩んできたのではないかと思います。

そういう意味では、今回のように教育要領で話し合われていること、煮詰められていることが私たちのところでも3つのところで受けとめられてというのは、そういう10年間を受けてのこととしてはとても意義があることだったのだろうと思います。それをもう一歩進めて、私はやはり同じ国の子どもの育ちというのは1本で示されるべきだと思っています。

ということは、次回はぜひ、文科・厚労・内閣の3府省で合同の委員会をつくっていただいて、その中で部会なりで3～5の教育の部分、保育の部分を深めていく。そして、1つのものをつくるというふうなことをぜひ実現していただきたい。夢のようなお話をしていますけれども、心からそういったことを願っています。

以上です。

汐見委員長 ありがとうございます。

多分それは、皆さんも共通の願いではないかと思います。

それでは、秋田委員、お願いいたします。

秋田副委員長 東京大学の秋田です。

この専門委員会に参加させていただき、皆さんの御意見を伺って学ぶことも多く、また事務局の皆様の御尽力で、期間にきちんこのように質の高いものがまとめられたことをとてもうれしく、ありがたく思っております。特に、今回先ほどから出ていますように、第一に「総則」の中に幼児教育を行う施設であることが明記されていることが重要だと思っております。岡村委員が言われた、施設体系は違うし、今もカリキュラムの名称は3つ別々であるけれども、私たちが子どもたちを育てるためのカリキュラムの思想、哲学、方向は一つであることをここに明らかに記すことができたということをうれしく思います。

また、第二に乳児期からの保育に関して、よりわかりやすくゼロ歳からのことが書かれるようになったこと。また、第三に内容の取り扱いも指針の中に書くということで、従来と違って全てが、幼稚園教育要領と保育所保育指針の構造・構成が同じになったこと。これらは、一つの大きな画期的な出来事ではないかと思っております。

また、第四に保育士の専門性が書かれると同時に、その専門性が個人の専門性だけではなく、園であったり連携を通して、さまざまな専門家が育つことがきちんと書き込まれたことも大変重要な意味を持っていると思っております。

その一方で、私たちはやはり全ての子どもたちに良質の保育をとということを、ずっと子ども・子育て支援新制度の委員会等からやっていることを考えますと、例えば15ページで「(1)小規模保育・家庭的保育等への対応」というところを見ますと、私は個人的にとても残念に思っているところがあります。例えば小規模保育や家庭的保育から3歳以上で保育へ移行する子どもたちのことを考えますと、「事業者が参照する記載となることが望ましい」という文書の、「望む」だけでいいのか、やはりどの人も全員が指針を十分に理解することが必要であるというような必要感も書き込んでほしいとは思いました。

「望む」だけではなくて、行政文書ではこの語尾が重要なのだと思うのですけれども、個人的な思いとしましては、どうしてもそれらの施設の方たちにも事業者が参照するだけではなくて、小規模保育や家庭的保育にかかわる人たちが皆本当に指針を理解し、それによってどの施設の乳児であったとしても、みんなが保育所保育指針にのっとっている形が本当に必要なのではないだろうかと思えます。

それは15ページの下から2行目の2つ目のポツの、「地域型保育事業」や「認可外保育所等」においても「周知等についても検討が必要である」とあります。ここに至ってはもっと遠くて、「望む」だけではなく検討が必要であって、要するに共有されないという状況だと思うのです。けれども、何とかこうした施設においても指針の中でどこまで同じにできるかというのはあると思えますが、やはり共有されない限り、全体の保育の質向上を目指してもそれは限定的なものになると思えます。それを考えますと、今後、このあたりの対象施設について実際の運用のところでもどのようにしていくかということは、ぜひ御検討い

ただきたいと思います。

子どもたちに壁をつくらず、どの子にも保育の質向上を行うためには、この指針を皆保育士や保育に関わる人が理解する。それはどのような保育事業であっても必要であると思っております。

また、今回はこの中には、全国のナショナルカリキュラムなので十二分には書けなかったところがあります。どちらかというところと乳児保育のニーズや待機児童というのは、都市型の保育に重点が置かれて記載されている部分が多いと思います。しかし、実は一方で少子化はどんどん進んでおりまして、過疎地の保育というような、地域の状況に応じた保育のあり方を、この指針を使いながらも各市区町村がこれをきっかけに検討していくというような形にならない限り、全国周知だけになってしまう。

先ほど砂上委員からもありました、実践者自身が自分たちの声を上げて地域の保育を考えながら、この指針と自分たちの実践をつないでいくことができるようなことを全国各地で行われるような形が必要だろうと思っております。

また、指針はこれまで10年に1度、学習指導要領の改訂とともに同時期に行われてきていますが、今後、急激な変化が予想されますので、またPDCAサイクルを回しながら、常に検討をしていくことが重要かと思っております。

以上です。ありがとうございました。

汐見委員長 ありがとうございました。

今、秋田委員のほうから幾つか御要望といたしますが、これからの課題に相当する事柄の御指摘がありましたので、今のことを受けとめて、また幾つかの課題をこの委員会でも将来的には検討していきたいと思っております。

一応、皆さんに今、御感想、御意見をいただきましたが、そのほかに何かどうしてもという御意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、今回のこの文書を正式に私たちの改定に対する議論のとりまとめという形で認めていただければよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

汐見委員長 ありがとうございました。

これで、10回にわたった議論のまとめがようやくまとまったということで、これに基づいて実際の文書はつくられていくこととなります。

私のほうから一言、お礼の言葉を申し上げさせていただきます。皆さん、おっしゃってくださったのですが、歴史の中で見たときになかなか画期とは言えないかもしれませんが、相当大事な、いい指針ができるという、その礎をつくったような気がいたします。

まず1つは、事務局のほうに本当に改めてお礼を申し上げたいと思っております。実はこの会議の1回目が開かれる前に、皆さんは覚えておられるかもしれませんが、ずっと聞き取りを行ってくださりまして、1回目からその聞き取りの内容に基づいてテーマをある程度定めてくださって出発しているのです。その中で、乳児の保育、0～1の保育について

での記載をどうしても充実してほしいという要望とか、保育所がきちんとした教育機能を果たしているということの明確化とか、あるいはもっと保育所内の教育といったらどういうことなのかということについての鮮明化というような意見があったこと。

それから、災害以降のいろいろな新しい5課題の引き受けというのですか。そういうことが最初の5つに出ていましたけれども、ああいうことが既に提案されていて、そういう意味では事務局が真ん中に立ってくださって本当に無駄のない議論ができたということで、改めて本当にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

楠目さんと馬場さんは、夜中の12時になってからはめったに帰っていませんでした。私が1時ごろメールを送ってもすぐ返事が来るといような、そういう仕事ぶりをずっと続けてくださって、厚生労働省の中で過労死が出ないようにということで心配したぐらいで、本当にありがとうございました。

それから、2つ目に申し上げたいことは、この指針というのは歴史的に少しずつ少しずつ改善されていくものだという印象を強く持っています。

前回、もう9年前になるとと思いますが、告示化されたときの議論の中で、さまざまな努力をやってくださったわけです。例えば、その中で幼稚園が教育課程をつくると書いてある。これが幼稚園が教育機関であることの1つの証なのですが、それに相当するものが保育所にはない。保育所も教育課程をつくらなければいけないのではないのかというのは議論がされたわけですが、残念ながら「教育課程」という言葉は学校教育法等の学校が使う言葉なので使えないということがわかりまして、文科省とも相当交渉したみたいなのですが、やはり難しい。そこで皆さんが苦労して編み出した言葉が「保育課程」という言葉でした。ですから、今の指針ですが、前回の中でのキーワードの1つは「保育課程」なのです。4章にそのつくり方等が書いていますが、そのときの議論の1つで私が記憶しているのは、できるだけ幼稚園教育要領と同じように、この保育課程のことを「総則」に入れてほしいということがあったのです。けれども、とにかく「保育課程」という言葉を入れるということと、それに基づいて指導計画をつくるということを書くということ自体がテーマで、まだそこまでは御一緒しましょうという合意に至らなかったわけです。

今回は、その4章の部分を「総則」の中にきちんと入れる。保育所保育が何を目指しているのか、それを行うためにどういうことをやらなければいけないか。まずはその全体的な計画となっていますから、それをつくらなければいけないという、そういう形の流れになって、これはもう3つの施設が同じような形の文章を持つ形になっている。そういう点では、歴史が進んだという面と、これまでの努力がこういう形で今回は実を結んでいるということを、私は非常に感慨深く感じています。歴史はやはり、ある方向に流れているということがあります。

今回は3つの省庁がかなり綿密に意見交換をしてくださって、多分これから、来年度にその周知のための説明等がありますけれども、3つの省庁と一緒にやってくださるのもあるのではないかと思います。それぐらいに幼稚園の先生方も保育指針の、特に私たちが

きょう一緒に頑張ってたつった乳児の保育等のところとか、養護だとか、そういうことについて知ってほしいし、私たちも幼稚園教育要領の中で、先ほど砂上さんがおっしゃっていたカリキュラムマネジメントというのはとても大事な役割を果たす。その後はしっかり学ぶということで、できるだけ、先ほど砂上さんがおっしゃったみたいに、3つが一緒になってつくるといふ、その下ごしらえをするためにも、3組織が一緒に研修するというようなこともどんどんふやしていただきたいと思っております。

それから、先ほどもう一つ出ましたけれども、食育のところはすごく丁寧に書かれるようになったということはそうなのですが、この指針は世界の中に出したらとても日本的だといふところが幾つかあるような気がしているのです。その1つが食育です。こんなに食事のことを詳しく書いているガイドラインといふのは世界に多分ないと思っております。詳しいことはわかりません。

食育といふのは御存じのように、江戸の末期から明治の初めで、知育・徳育・体育だけではない。食育といふのがあるのだといふことから出てきている言葉なのですけれども、日本食が世界遺産になるとかといふこともあって、食といふのは人間を育てる最もベースにあるのだといふようなことをここまで強調している国といふのは大変珍しいと思っております。

そういう意味で、保育指針なのですけれども、日本の文化に対する何かを投げかけている文書でもあると思っておりますし、現代における福祉機能といふもののあり方を示しているような、そういう側面もあると私は感じていますが、そういう文書でもあるといふことで、私は大変うれしいと思っております。

4つ目は、教育機能を高めるといふことで、どう書くかといふことで大変苦勞していただきました。清水委員のほうからも、幼稚園と同じように午前中を中心とする4時間をしっかりとした教育時間として充てて、その後は学校での放課後的な活動といふような形にしてもいいのではないかと御意見もありました。私も将来的にはそういうふうにしたらいいいのではないかと考えているのですが、それを入れる前にもう少し議論をしなければいけないことがたくさんありまして、長時間の保育と短時間の保育を前提としているところが同じ原理でやれるかどうかといふこともありますので、今回はそれをまな板にのせることはしなかったのですが、そういう形で幼稚園と認定こども園、そして保育所がなるべく同じ論理で保育活動ができるような、そういう方向に今回はかなり一歩前に出たのではないかと感じております。

ただ、このことについては、先ほどカリキュラムマネジメントのことが出ましたけれども、私なんかは保育所もカリキュラムマネジメントをしっかりできるかどうかといふところに、教育的な役割を果たし得ているどうかを試されるころがあるのだと思っております。今回で一歩出て、その先にはもっとこの点で幼稚園教育要領と近寄った文書になっていくのではないかと考えております。

あとは、作りながらもう一歩で待機児問題等がなかなか解消しない。保育士不足の問題

があったということで別の努力をしてくださっていますが、今、秋田委員がおっしゃったように、地方に行くとき小規模保育所をつくるということが、東京ももちろんそうなのですが、幼稚園が新制度に移らないでそのまま小規模保育所を併設するところがかかりふえてきているのです。だけれども、そういうところがどれだけ責任を持って、一番大事な0～2歳の子どもの保育をしてくれるのかというのは、はっきり言って不安です。企業型保育所というのもまた提案されていますけれども、そこに対してどういう管轄だとか、研修というのがあるのかということ考えた場合に、やはり秋田委員と同じように不安をすごく思っています。

ですから、せっかくこういう文書をつくって、0～1のところも丁寧に書くわけですから、それがある程度活用される仕組みというものを積極的に作り出していただきたい。私はこの委員会の要望としてお願いしてもいいのではないかと考えております。

それから、給与アップのことが新聞に今出て、努力されているのですけれども、給与をアップするということは、それだけ社会的責任が重くなるということでもあるわけですから、その点からいっても0～2のところについてせっかくこういう文書がつくられているということ、何とかしっかり学ぶという形で組み込んでいただければというようなことを思っております。

最後に、私は幾つかのところがかかわっているのですが、これは国が定めるガイドラインですね。それで、各北海道から沖縄まで事情はそれぞれ違うわけです。これにそれぞれの地域の実情を加味したような、その自治体、コミュニティーの指針というものをしっかりつくっていただきたいということも、どこかでそれに対してエールを送りますというような、そういうことが通知では難しいかもしれませんが、何かの形でやっていただけたら。つくっているプロセスはすごく本当に読まれるし、自分たちのところの何がメリットで何が課題かみたいなのが自覚されていくのです。これはいいなと思ったのをぜひ、そういうきっかけになるような文書になるように、そういうことをもうちょっと念頭に置いていただければと思っております。

いずれにしても、10回の集中した議論の中で、本当にまとまった議論ができたと思います。皆さんに感謝いたします。ありがとうございました。

それでは、お返しいたします。

楠目企画官 それでは、本日は「保育専門委員会」の御議論の1つの区切りとなりますので、事務局を代表いたしまして、吉田局長より御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

吉田局長 改めまして、雇用均等・児童家庭局長の吉田でございます。

専門委員会の皆様方は今日、1つの区切りをしていただけたということで、このように御挨拶させていただくことにしました。

本当に汐見委員長、秋田副委員長をはじめ、委員の皆様方、昨年12月からということでありまして、回数も10回を数えてということでございます。本当にお忙しい中であつたかとは思いますが、御参画をいただき、このような一定の方向性をお出しいただい

たことについて、重ねて御礼を申し上げたいと思っております。

私自身、残念ながら国会用務等がございまして、この会議に出て勉強させていただく機会を得ずに参りましたけれども、この間、担当から報告を伺い、また時々ではあります。が議事録なども見せていただきながら勉強させていただきました。

今それぞれの委員長先生をはじめ、委員の方々から御発言がありましたように、前回は平成20年ということでありまして、これまでも大体10年ごとぐらいということでありまして、歴史的な作業を今回もしていただいたということであり、報告書の改定の方向性としては、5つの項目をまとめていただいていると承知しておりますが、特に私自身、今、多少重なりますけれども、委員の皆様方の御発言やこれまでの議論を伺っております、3つぐらいは今回の特徴があるのだろうと受けとめております。

1つは、重ねて申し上げるまでもなく、1・2歳あるいはゼロ歳児、3歳未満児というところに一つの焦点を当てていただいた。実は、改めて担当に確認をしてもらいますと、ちょうど平成20年のときの保育所の利用者数が202万人で、この間、待機児童を初めとするいろいろな問題、自治体の方々が整備を受け皿として進めていただいた、あるいは働く女性の進出というのが非常に高まっておりますので、その202万人だった保育所の利用児童数が、足元平成28年では246万人。ですから、50万人近く増えている。その中で特に1・2歳児は、比率でいえば平成20年当時では28%だったのに対して今が41%。ですから、パイも増える。低年齢児童も増えるというこの大きな流れの中において、今回はここにいろいろな経緯あるいは委員の皆さん方の御議論を踏まえて、スポットを当てて、多くの時間を割いて御議論をいただいたこと。これは今回の改定に当たっての大きな柱だと受けとめております。

2つ目に、何と言ってもこの間、この分野においては子ども・子育て支援新制度ができて、いわゆる質の高い教育・保育の提供という1つの理念がうたわれた。それを踏まえての改定ということかと思えます。個人的には私も20年以上前に子どもの関係の行政をやらせていただいたときに、保育を当時、教えていただいたのは、保育というのには養護と教育を一体的に提供するのだということだとは伺っておりましたけれども、今、子ども・子育て支援新制度という中での質の高い保育・教育というのがかけられるのについて、今回もその幼児教育の位置づけについて非常に指針の中でも積極的にしていただいた。これは今回の指針改定作業のエポックの2つ目だろうと受け止めております。

3つ目は、委員長にもおっしゃっていただきましたけれども、確かに待機児童という現象は非常に深刻な、当事者である若いお父さん、お母さんあるいはそこにいるお子さんにしてみれば大変なことですので、我々は国を挙げて、内閣を挙げて取り組んでおりますが、一方で、待機児童というのは市区町村全体で見ると2割は抱えていて、8割は待機児童はない。では、その8割に保育に問題がないかといえば、人手不足の問題や、保育の質の問題というのを非常に深刻として、いろいろなところで御議論をいただいている。

そうやって見ると、1つの当然の課題としてあるのが処遇改善ということになっていて、

保育士にいい人材をきちんと確保するためには、やはり処遇改善が必要だ。だけれども、処遇改善ということを考えますと、いろいろな施策はあるのですが、やはり手取りを上げるということになります。

そのときに、キャリアパスというような、あるいは個々の方々が、保育現場に入っておられる方々が、一定の自分のライフコースをイメージしながら、それは専門家としてのキャリアコースではありましょし、やはりそれについてくるであろう処遇も含めてということになるかと思えますと、それに応じた保育士さんの専門性あるいは資質というものについての一定の光を当てていただく。それが、キャリアアップという形につながり、あるいは研修体系という形につながり、それが処遇にもついてくるというのが、古くて古い課題ではありますが、ここ昨今に非常に大きな課題。

そういうことを念頭に置いて、今回の指針改定の御議論がいただけたと私は受け止めておりまして、個々の5つの改定の方向性を超えた、私なりの整理でいえば、今回の改定の3つのエポックというものをきちっと10回の議論の中で詰め込んでいただいたことに対して、本当に心から御礼を申し上げたいと思っております。

先ほど来、実際はこれだけではだめなので、きちんと関係者の方々に私ども行政の言葉を借りれば周知ですし、行政的には運用する。そして何よりも、現場において実践をしていただくということにつなげなければいけないのは、次の私どもの仕事だと思っています。

事務方からも申し上げているかと思えますけれども、今回いただきましたこのとりまとめを踏まえて告示化する。そして、年度内に公示する。その後、関係者の方々にも御協力をいただきながら徹底をするということになるかと思いますので、今回いただきましたこの作業を受けての御礼とともに、これを実際に現場に実践をし、お一人お一人のお子さんに届けるというところまでの作業を我々も宿題として、あるいは仕事として担っていきたいと思いますので、引き続き委員の皆様方の御協力と御支援をいただければということをお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

汐見委員長 これから、大体どういう段取りで告示を控えてあるかだけ御説明ください。

楠目企画官 告示までのスケジュールにつきましては、年度内に告示の予定でございますので、来年度1年間、改定の周知の期間とさせていただきますので、引き続き御協力のほどをよろしく願いいたします。

以上でございます。

汐見委員長 実際の文言がどうできてくるかというのは、法令作業があり、案文という形では1～2月ぐらいにできてくる。それからパブコメみたいなものがございまして、そのあたりでそれを皆さんにどう見ていただくか。例えば、メールで意見をいただくとか、何かそれをまた考えたいと思いますので、その際はよろしく願いいたします。

では、どうもありがとうございました。これで終わりたいと思います。どうも皆さん御

苦勞さまでした。